簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年11月20日

宇治市長　松村　淳子

(担当課：契 約 課)

記

品名	災害情報収集用無人航空機一式（ドローン）		
納品場所	宇治市消防本部		
納入期限	令和9年3月31日		
物品概要及び条件	更新整備によるもの		
予 定 価 格	¥3,000,000 (税込)	最低制限価格	無
入札参加者に必要な資格・条件 参加資格者名簿登録			
入札参加表明書の受付 提出期限　令和8年11月26日(木)　午後 5時 00分 まで 提出場所　郵便入札 添付資料　なし			
入札予定	予定日　令和8年12月16日(水) 場　所　宇治市役所　西館４階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」及び「商品提案についての注意事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
　令和８年１１月２０日（金）午前９時から
　令和８年１２月　３日（木）午後５時まで

・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。

・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。

・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。

・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html）に掲載しています。

・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

・令和８年４月１日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

○　本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。

○　入札辞退者に不利益を課すことはありません。

商品提案についての注意事項

参考商品以外の商品で見積もる（納入希望）場合には、仕様書に記載されている期日までに必ず商品提案を行い、宇治市の了解を得てください。商品提案が無い場合や提案商品が参考商品と同等と認められない場合には、参考商品で見積、納入していただくことになります。

仕様書に記載の規格・仕様等の内容が商品提案の資料から確認できない場合、提案商品を同等商品として認めないことがありますのでご注意ください。

電子契約サービスの運用開始について

この度、契約手続きの効率化及びペーパーレス化の推進を目的として、電子契約サービスの運用を開始します。

●電子契約の概要

電子契約とは、インターネットを利用し、契約書の確認及び締結を行う仕組みであり、紙媒体による印刷、押印及び郵送等の手続きを要しないものです。詳細は以下のURLを参照してください。

（宇治市電子契約サービスURL）https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/102646.html

●対象となる契約

令和８年８月１日以降に公告する、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給及び役務の提供案件のうち、受注者が電子契約を希望する案件に利用いただけます。

なお、法令で書面による契約が義務付けられているもの、少額随意契約のもの（工事等担当課が見積書を徴取し契約する案件）及び受注者が電子契約を希望されないものについては、従来どおり書面による契約とします。

●手続きの流れ

別紙、「電子契約フロー」図をご参照ください。

●留意事項

・電子契約利用申出書に記載可能なメールアドレスは、契約締結権限者及び担当者の計２名までとします。なお、同一メールアドレスの重複登録は認められません。

電子契約フロー

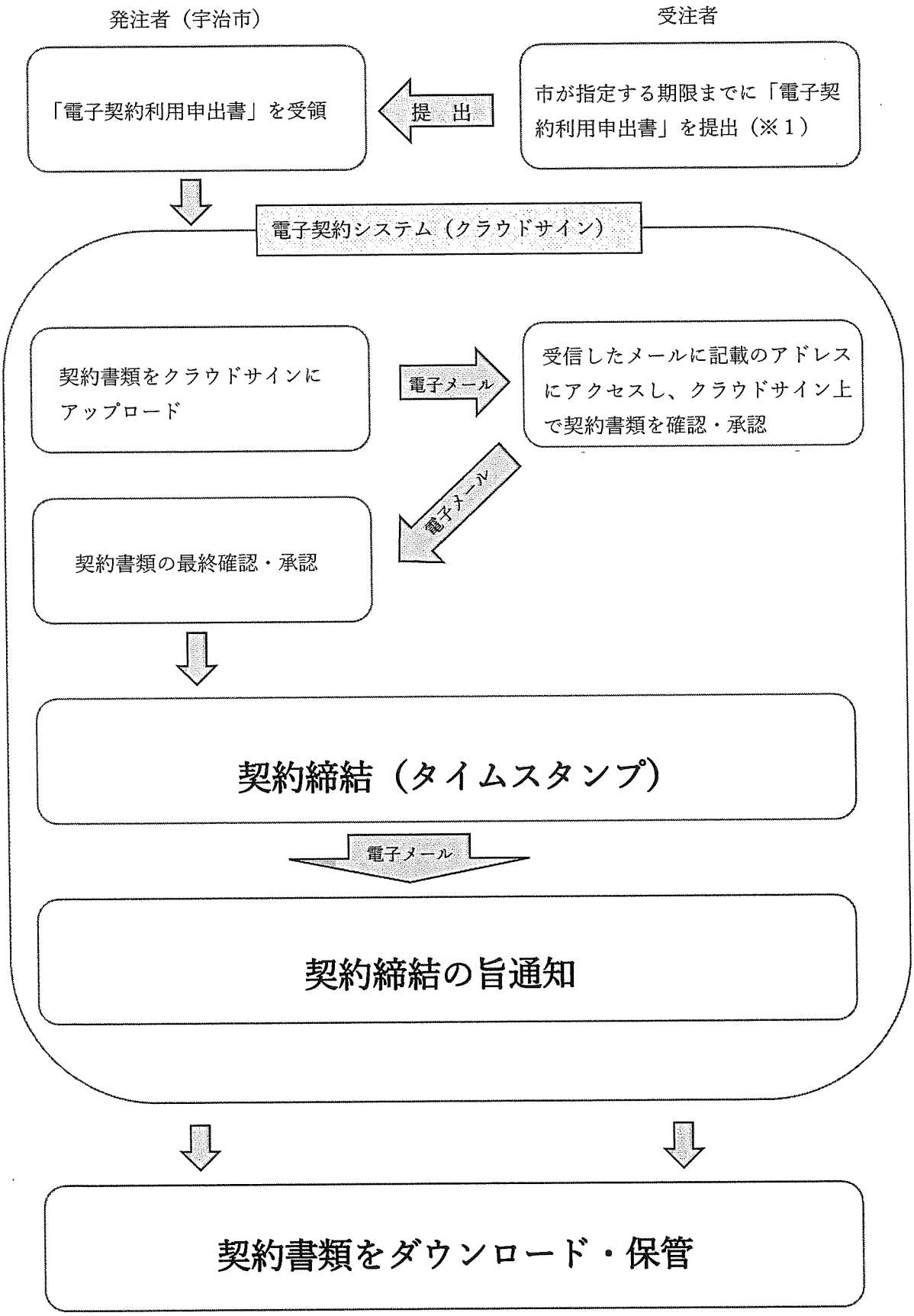

※１　建設工事及び測量・コンサルタント等業務は、京都府入札情報公開システムにて参加表明時に添付書類として提出。物品等の供給及び役務の提供は参加表明書に電子契約を希望する旨を記入し、落札業者のみ電子メールにて提出。

令和８年度
災害情報収集用無人航空機一式

仕様書

宇治市消防本部

災害情報収集用無人航空機 仕様書

第１　総則

１　目的

この仕様書は、令和８年度宇治市消防本部（以下「当本部」という。）が災害発生時等に災害情報を収集するために使用する無人航空機（以下「ドローン」という。）として使用する一式について、最低限要求される機器の仕様を定めるものである。

２　納入

（１）納入期限　令和９年３月３１日（可能な限り早く納入すること）

（２）納入場所　宇治市消防本部

３　条件

（１）構造

堅牢及び軽量で耐久性があり、災害現場等での使用に耐えうる構造のドローンであること。

（２）安全性

航空法及びその他関係諸法令に適合する、安全性及び操作性に優れたドローンであること。

（３）基本性能

ア　機体及び搭載するカメラは防水性能等級３以上を備え、動画撮影が可能なカメラを搭載し、撮影した動画を現場活動で有効に活用できるドローンであること。

イ　飛行中の機体の状態に関わらず、視聴可能な映像となるよう画像補正機能を有すること。

ウ　操縦可能エリアを外れた場合や、バッテリーの残量が低下した場合に、フライト開始地点へ自動的に帰還する機能を有すること。

エ　ドローンから地面に向け超音波を発し、ＧＰＳが捕捉できない場所でも安定して飛行するビジョンポジショニングシステムを有すること。

オ　飛行中の機体のカメラを遠隔操作できること。

（４）飛行情報や撮影情報等の外部漏洩防止に関する事項

ア　ドローンの飛行情報（緯度経度、高度、速度、時刻、飛行映像、その他飛行又は操縦に関連する情報の一切をいう。なお、飛行のみならず、着陸後の飛行情報の取扱いについても同じ。）や撮影記録情報など当該ドローンが収集する情報の送信先及び保存先を網羅的に示すとともに、

全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、当本部の許可を得ていない者による当該情報の取得が適切に防止されていること。

イ　上記のために必要な措置が講じられていることを書面で確認できること。

なお、書面等の様式は任意様式とする。

（5）操縦不能や乗っ取り等による業務継続性の逸失防止に関する事項

ア　ソフトウェアのアップデート等を行う管理権限者が明確であること。

イ　ドローン及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者並びに運行管理システムの運用者を含め、強制着陸、進路変更、飛行禁止区域の設定など、当本部の許可を得ていない者による操縦システムを経由した飛行への介入が適切に防止されていること。

ウ　操縦電波の暗号化等の手段により、第三者によるハッキングなどの飛行への介入を防止するための措置が適切に講じられていること。

エ　上記のために必要な措置が講じていることを書面等で確認できること。

なお、書面等の様式は任意様式とする。

（6）サプライチェーン・リスク等に関する事項

ア　機器及びソフトウェア等の開発や製造過程及びアフターサービスにおいて、情報の搾取・破壊やシステムの停止等の悪意ある機能の組込みや不正な変更が加えられるサプライチェーン・リスクを低減するための体制を確立していること。

イ　上記のために必要な措置が講じていることを書面等で確認できること。

なお、書面等の様式は任意様式とする。

（7）本社等が立地する場所の法的環境等に関する事項

ア　ドローン及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者が、その本社等の立地する場所の法的環境等により、サイバーセキュリティの適切性が影響を受けない理由を示すこと。

イ　上記のために必要な措置が講じていることを書面等で確認できること。

なお、書面等の様式は任意様式とする。

（8）ドローンの供給安定性に関する事項

ア　外国からの部品調達など、ドローン又は主要構成要素（フライトコン

トローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者の供給安定性についてリスクを評価し、それに対する対応方策を示すこと。

イ　上記のために必要な措置が講じていることを書面等で確認できること。

なお、書面等の様式は任意様式とする。

（９）運用時における情報流出対策

ア　インターネットへの接続については、ソフトウェアのアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない機能を有すること。

イ　インターネットに接続する場合でも、データが流出しないよう撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する機能を有すること。

4　提出書類

（１）納品書　　１部
（２）内訳書　　１部
（３）各種取扱説明書　１部（電子マニュアル又はそれに代わるもの）
（４）各種保証書　　１部
（５）機体諸元表　　１部
（６）その他当本部が指示するもの。

5　支払い

ドローン一式を納入し検収の後、受注者の請求に基づいて支払うこととする。

第２　仕様

１　機体及び付属品の構成

（１）災害情報収集用無人航空機　一式（現行型最新式の新品とする）
参考商品：Ｓｋｙｄｙｎａｍｉｃｓ　Ｈａｙａｔｅ２＋

（２）構成

	品　　目	数　量	備　考
１	機体本体	１機	
２	機体用バッテリー	４セット	機体本体に適応するもの
３	ディスプレイ一体型送信機（ストラップ付き）	１台	機体本体に適応するもの

4	送信機用バッテリー	2セット	ディスプレイ一体型送信機に適応するもの
5	機体バッテリー充電器	1台	機体用バッテリーに適応するもの
6	機体3連バッテリー充電器	1台	機体用バッテリーに適応するもの
7	機体収納キャリーケース	1個	機体本体に適応するもの
8	オプション品収納ケース	1個	オプション品等可能な限り収納できること
9	カメラ（ジンバル含む）	1台	機体本体に適応するもの
10	機体プロペラCW／CCW	4セット	機体本体に適応するもの
11	プロペラガード	1式	機体本体に適応するもの
12	ドローンライディングパッド	1個	直径1．5m以上 重量3．8kg以上 ペグ等での固定を必要としないもの 素材600デニール以上のポリエステル
13	USB充電ケーブル	1本	ディスプレイ一体型送信機に適応するもの
14	microSDカード	1個	64GB
15	ポータブル電源	1台	容量2000Wh以上 出力ポートはAC、USB-C、USB-A、SDCを有するもの
16	HDMIケーブル（3m）	1本	ディスプレイ一体型送信機に適応するもの
17	変換アダプタ接続コネクタ	1個	HDMI ⇒miniHDMI
18	偏光サングラス	1個	偏光度　99%以上 可視光線秀過率15%以下 紫外線透過率0．1%以下 スポーツタイプフレーム アジアンフィット

１９	納品指導（製品取り扱い説明） 検品（動作・ファームウェアアップデート）		１式 ２日間

２　性能等条件

（１）ドローン機体

重量（バッテリー込み）		３，８００ｇ以下
対角サイズホイールベース		６５０～７００mm程度
最大上昇速度		約６ｍ／ｓ以上
最大下降速度		約５ｍ／ｓ以上
ホバリング精度	垂直方向	最大±０．１m以内
	水平方向	最大±０．３m以内
最大水平速度		２３ｍ／ｓ以上
動作環境温度		－２０～５０℃
最大風圧抵抗		約１５ｍ／ｓ
最大飛行時間		４０分以上
保護等級		ＩＰ４５以上
最大伝送距離		機体との通信距離が８㎞以上であること。（障害物や電波干渉がない場合）

（２）一体型カメラ（ジンバル含む）

項　目		条　件
有効画素数		４，８００万画素　以上
ズーム機能		光学１０倍以上、１６０倍ハイブリッドズーム
絞り		F/１．９
換算焦点距離		２４mm程度
静止画撮影画質		４Ｋ
記録可能メディア		ｍｉｃｒｏＳＤカード
保存可能ファイル形式	静止画	ＪＰＥＧ
	動画	ＭＰ４

３　商品提案

規格・仕様を満たし、参考商品と同程度以上のものであれば参考商品以外の商品でも可とする。参考商品以外の商品で見積もる場合は令和８年１１月

２６日１７時までに規格・仕様の確認できる書類を提出すること。複数の商品提案も可とするが、上記期限以降の再提案は認めない。

第３　職員に対する取扱説明等

ドローンの取扱いのほか、日常的な維持管理の方法、安全対策等、発注者の職員がドローンを適切に管理、運用するに当たり必要な事項等を習得するため、当本部の発注者が指定する場所において、発注者の職員を対象とし、受注者が用意する実機（納入されるドローンと同型機）を用いた操作説明を２日間行うこと。

取扱説明・操作説明の日程及び場所並びにカリキュラム詳細等については、別途発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。

第４　特記事項

１　受注者は、本仕様書を検討し十分熟知の上契約するものとし、契約後の一切の質疑は全て当本部の解釈に従うものとする。

２　本仕様書の変更を必要とするとき及び、疑義が生じたときは当本部担当者に連絡の上、その指示又は承認を受けるものとする。

３　納入後、速やかに使用できるよう、必要な機器の調整を行うこと。

４　初期不良が認められた場合は、メーカーが定めた保証期間に従い交換すること。また、保証期間経過後でも設計不良、工作不良あるいは材質不良に起因する不都合箇所が発見された場合においても無償にて取替え、または修理を行うものとする。

５　使用中にドローンに異常が認められた場合に、速やかに適切な電話サポートを行う体制が整備されていること。

６　受注者は、当本部の納入までに発生した機体の事故に対して、全ての責任を負うとともに、配送に関する諸費用等一切は受注者が負担するものとする。

７　この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。